

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社赤井建設
(法人番号8230001012352)
業者の住所：富山県射水市海老江七軒1491
- 2 指名停止措置期間：令和5年9月1日から
令和5年9月30日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社赤井建設は、国立大学法人発注の建築一式工事の施工にあたり、建設業法第3条第1項第2号で規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請として、政令で定められた総額6,000万円以上（建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）による改正前の建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条ただし書に規定する額）の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月13日に富山県知事から監督処分を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内